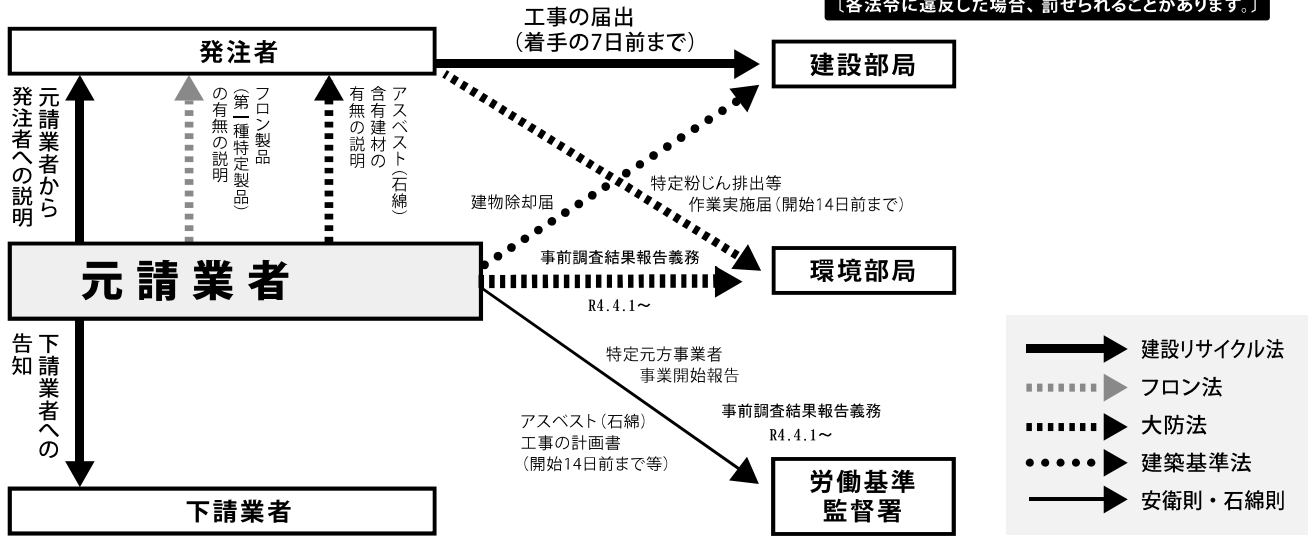


# 建物の解体工事に必要な主な手続き

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕



工事着手前

## 分別解体等の実施

- 〈1.内装解体〉  
原則、手壊し
- 〈2.屋根ふき材の取り外し〉  
原則、手壊し
- 〈3.外装材、上部構造部分の取り壊し〉
- 〈4.基礎の取り壊し〉

◎注意! 分別して管理・搬送



適切な技術管理者の配置

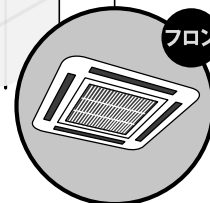
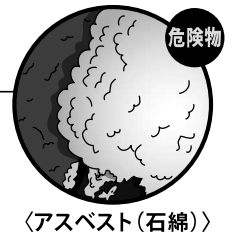
解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに関する標識の掲示〉

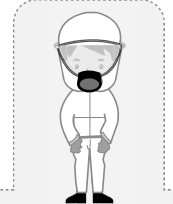
※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意! 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

(廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります)



アスベスト(石綿)含有建材があった場合



石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)《石綿則》

石綿あり/なしなどの掲示  
《大防法、石綿則》

作業内容などの掲示  
《大防法、厚労省通知》

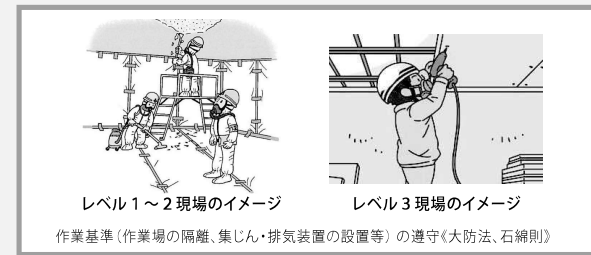
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

平成 年 月 日 (表示日)	
施工主名氏名:	
連絡先:	
現場責任者氏名:	

## 特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告



工事中

工事完了後

各法令の正式名称

- 建設リサイクル法: 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿則: 石綿障害予防規則
- 大防法: 大気汚染防止法

- フロン法: フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 安衛則: 労働安全衛生規則

# 建物の解体工事に必要な主な手続き

担当部局

☆：別紙の  
●：「届出窓口」  
□：ご確認ください

各手続きの詳細については「各手続きの詳細について」を参照

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕

## 建設リサイクル法

- 元請業者から発注者への説明
- 工事の届出（7日前まで）☆
- 下請業者への届出事項の告知
- 工事現場における商号、名称等に関する標識の掲示
- 適切な技術管理者の配置

### ◎注意!

家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

（廃棄物処理業許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります）

- 分別解体等の実施
- 特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

- 元請業者による再資源化の完了に関する記録の作成
- 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

## その他関係法令

- 特定元方事業者事業開始報告《安衛則》□
- 安全に係る作業計画の策定等《安衛則》□
- 建築物の鉄骨の組立て等作業主任者/コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任《安衛則》□
- 建物除却届《建築基準法》☆ ※R4.4.1～調査結果の報告義務
- アスベスト(石綿)含有建材の事前調査《石綿則》□《大防法》●
- フロン製品(第一種特定製品)の有無の確認《フロン法》
- 発注者への説明
  - ・アスベスト(石綿)含有建材の有無《大防法》●
  - ・フロン製品(第一種特定製品)の有無《フロン法》●
- 石綿あり/なしなどの掲示《大防法、石綿則》□●

### 《アスベスト(石綿)含有建材があった場合》

- アスベスト(石綿)工事の計画書(開始14日前まで)《安衛則、石綿則》□
- 特定粉じん排出等作業実施届(開始14日まで等)《大防法》●
- 石綿作業主任者の選任《石綿則》□
- 石綿特別教育の実施《石綿則》□

### 《アスベスト(石綿)含有建材があった場合

- 作業内容などの掲示《大防法、厚労省通知》□
- 作業基準(作業場の隔離、集じん・排気装置の設置等)の遵守《大防法、石綿則》□
- 石綿作業主任者の石綿作業中の常駐《石綿則》□

### 《フロン製品があった場合》

- (第一種特定製品廃棄等実施者から交付された)委託確認書の第一種フロン類充填回収業者への回付等《フロン法》●

※第一種フロン類充填回収業者からの引取証明書については3年保存

- 石綿作業実施記録の作成《石綿則》□

※石綿業務への雇入れ又は石綿業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、石綿健康診断の実施が必要《石綿則》□

着手前

解体中

完了後

各法令の  
正式名称

○建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律  
○石綿則：石綿障害予防規則  
○大防法：大気汚染防止法

○フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律  
○安衛則：労働安全衛生規則

# 各手続きの詳細について

## ○建設リサイクル法

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

QRコード



※QRコードからも  
同様のHPが確認できます

問い合わせ先:茨城県土木部検査指導課(建設リサイクル担当)

HPアドレス

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/index.html>



## ○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index.html)

パンフレット等



概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)

リーフレット等



概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

関係主要様式



問い合わせ先:茨城労働局 各労働基準監督署(安全衛生担当)

HPアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>



## ○大気汚染防止法

概要HPアドレス(石綿パンフレット等)

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>



問い合わせ先:茨城県県民生活環境部環境対策課(大気保全担当)

HPアドレス

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/asbestos/asbestos.html>



## ○フロン排出抑制法

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



問い合わせ先:茨城県県民生活環境部環境対策課(公害防止担当)

HPアドレス

[https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/freon/freon\\_top.html](https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/freon/freon_top.html)



届出書の提出窓口

工場の現場	届出(10条)		通知(11条)	
	民間工事	公共工事		
		右記以外の工事	国・県工事	
下記以外の市町村内	建築指導課県央建築指導室 各県民センター建築指導課		県土木部 検査指導課	
水戸市・日立市・土浦市・古河市・高萩市・ 北茨城市・取手市・つくば市・ひたちなか市内	管轄する市の建築担当課			

〈担当窓口〉

担当窓口		住所・電話番号
県	土木部検査指導課	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL. 029-301-4386(直)
	土木部都市局建築指導課 県央建築指導室	〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL. 029-301-4787(直)
	県北県民センター 建築指導課	〒313-0013 常陸太田市山下町 4119 TEL. 0294-80-3344(直)
	鹿行県民センター 建築指導課	〒311-1593 鉾田市鉾田 1367-3 TEL. 0291-33-4114(直)
	県南県民センター 建築指導課	〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26 TEL. 029-822-7079(直)
	県西県民センター 建築指導課	〒308-8510 筑西市二木成 615 TEL. 0296-24-9154(直)
市	水戸市 都市計画部建築指導課	〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL. 029-224-1111(代)
	日立市 都市建設部建築指導課	〒317-8601 日立市助川町 1-1-1 TEL. 0294-22-3111(代)
	土浦市 都市政策部建築指導課	〒300-8686 土浦市大和町 9-1 TEL. 029-826-1111(代)
	古河市 都市建設部建築指導課	〒306-0198 古河市仁連 2065 TEL. 0280-76-1511(代)
	高萩市 産業建設部都市建設課	〒318-8511 高萩市本町 1-100-1 TEL. 0293-23-1111(代)
	北茨城市 都市建設部都市計画課	〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630 TEL. 0293-43-1111(代)
	取手市 都市整備部建築指導課	〒302-8585 取手市寺田 5139 TEL. 0297-74-2141(代)
	つくば市 都市計画部建築指導課	〒305-8555 つくば市研究学園 1-1-1 TEL. 029-883-1111(代)
	ひたちなか市 都市整備部建築指導課	〒312-8501 ひたちなか市東石川 2-10-1 TEL. 029-273-0111(代)

※各県民センターの管轄区域は、表7中の“(参考) 県民センター管轄図”を参照してください。